

※下線部は、改定部分を示します。

OC加盟店規約 新旧対照表	
改定前	改定後
<p><b>第1条 (適用範囲等)</b></p> <p>1. 本規約は、加盟店が信用販売を行う場合における、当社と加盟店との間の契約関係につき定めるもので<u>す</u>。</p>	<p><b>第1条 (適用範囲等)</b></p> <p>1. 本規約は、加盟店が信用販売を行う場合における、当社と加盟店との間の契約関係につき定めるもので、<u>本契約を締結している加盟店が本カードシステムにより売上処理した場合に適用されるものとし</u>ます。</p>
<p><b>第3条 (カード取扱店舗等)</b></p> <p>3. 加盟店は、当社が会員のカード利用促進のために、加盟店の個別の了承なしに、印刷物などに、加盟店の商号、屋号その他営業に用いる名称および所在地などを掲載または表示することを、あらかじめ異議なく認めるものとし<u>ます</u>。</p> <p>5. 加盟店は、当社に対して、本契約に基づき信用販売を開始する時点において次の各号の<u>いづれ</u>にも該当しないこと、ならびに将来にわたっても該当しないことを表明し、確約するものとし<u>ます</u>。</p> <p>7. 加盟店は、第5項第1号もしくは第2号に該当する事由が新たに生じた場合、<u>また</u>は生じるおそれがある場合、当社に対して、直ちにその旨を申告するものとし<u>ます</u>。</p>	<p><b>第3条 (カード取扱店舗等)</b></p> <p>3. 加盟店は、当社が会員のカード利用促進<u>等</u>のために、加盟店の個別の了承なしに、印刷物などに、加盟店の商号、屋号その他営業に用いる名称および所在地などを掲載または表示することを、あらかじめ異議なく認めるものとし<u>ます</u>。</p> <p>5. 加盟店は、当社に対して、本契約に基づき信用販売を開始する時点において次の各号の<u>何れ</u>にも該当しないこと、ならびに将来にわたっても該当しないことを表明し、確約するものとし<u>ます</u>。</p> <p>7. 加盟店は、第5項第1号もしくは第2号に該当する事由が新たに生じた場合、<u>又</u>は生じるおそれがある場合、当社に対して、直ちにその旨を申告するものとし<u>ます</u>。</p>
<p><b>第5条 (取扱いカード)</b></p> <p>1. <u>加盟店は、カード券面記載のカード番号等および会員氏名等の様式要件を具備しており、かつカード裏面の会員署名欄に当該会員による自署がされているカードを取扱うものとし、自署した会員以外の者にカードを利用させることはできません。ただし、カードの仕様により、あらかじめカード裏面の会員署名欄がないカードについては、カード券面記載のカード番号等および会員氏名等の様式要件を具備していれば、これを取り扱うことができるものとし</u>ます。</p> <p>2. <u>当社は、第1項に適用カードであっても、カード利用状況等により、特定のカードについて、信用販売の取扱いをできない旨の指定 (以下「無効カード通知」という。)を行うことができるものとし</u>ます。</p>	<p><b>第5条 (取扱いカードに係る確認等)</b></p> <p>1. <u>加盟店は、信用販売を行うにあたり、第12条に定める法令等および基準等に従い、善良なる管理者の注意をもって、提示されたカードの有効性 (次項に定める無効カード通知がないことを含む。) およびその提示者とカードの名義人の同一性を確認し、当該カードの利用が偽造カードの利用その他のカード番号等の不正使用 (以下「不正使用」という。) に該当しないことの確認をするものとし</u>ます。</p> <p>2. <u>当社は、カード利用状況等により、特定のカードについて、信用販売の取扱いをできない旨の指定 (以下「無効カード通知」という。)を行うことができるものとし</u>ます。</p>
<p><b>第6条 (信用販売の方法)</b></p> <p>1. 加盟店は、会員がカードを提示して信用販売を求めた場合、当該会員に対して次の要領により信用販売を行うものとし<u>ます</u>。<u>なお、加盟店は信用販売を行うにあたり、第12条に定める法令等および基準等に従い、善良なる管理者の注意をもって、提示されたクレジットカード等の有効性およびその提示者とクレジットカード等の名義人の同一性を確認し、当該クレジットカード等の利用が偽造カードの利用その他のカード番号等の不正使用 (以下「不正使用」という。) に該当しないことの確認をするものとし</u>ます。</p> <p>②IC 対応信用照会端末機を用いて、以下の各事項を行うものとし<u>ます</u>。</p> <p>(ハ) 会員本人による信用照会端末機への暗証番号の入力を求め、当該暗証番号が正しく入力されたことを確認すること。<u>ただし、磁気カード (ICカードを元に偽造された磁気カードは除く。) の提示を受けた場合は、売上票への会員の署名を求め、カード裏面に会員署名欄があるカードについては、カード署名欄に記載された署名と当該売上票の署名が同一であることを確認すること。この場合において、加盟店は会員に対し、売上票に会員の署名以外の事項の記載を求めてはならない。</u></p> <p>③<u>カード券面の会員番号等・カード名義人と売上票等のカード番号等・会員氏名が同一であること、また、顔写真入カードの場合には、カード提示者が当該顔写真と同一人物であることを確認するものとし</u>ます。</p>	<p><b>第6条 (信用販売の方法)</b></p> <p>1. 加盟店は、会員がカードを提示して<u>非接触 IC 決済以外の方法による</u>信用販売を求めた場合、当該会員に対して次の要領により信用販売を行うものとし<u>ます</u>。</p> <p>②IC 対応信用照会端末機を用いて、以下の各事項を行うものとし<u>ます</u>。</p> <p>(ハ) 会員本人による信用照会端末機への暗証番号の入力を求め、当該暗証番号が正しく入力されたことを確認すること。</p> <p>③<u>提示された磁気カード (ICカードを元に偽造された磁気カードは除く。) 又は当該信用照会端末機の仕様に起因する事由により暗証番号入力を必要としない場合 (暗証番号忘れ等の会員側の事情によるものは除く。) には、上記(ハ)を省略することができるものとし</u>ます。<u>ただし、当社が指示した場合は、暗証番号の入力に代えて売上票への会員の</u></p>

<p>④売上票の控えまたは売上票等に記載した事項の記載のある書面を当該会員に交付するものとします。また、割賦販売法が適用される信用販売の場合においては、同法に定める事項に係る情報を遅滞なく会員に提供するものとします。なお、加盟店は、当該情報を電子メール等により会員へ提供することができるものとします。</p> <p>4. 信用照会端末機の故障、電話回線障害等客観的かつ正当な理由で信用照会端末機が使用できない場合、<u>カード用印字機を用いて</u>信用販売の承認を得て信用販売を行うものとし、当該信用販売にあたっては、善良なる管理者の注意をもって、提示されたカードの有効性およびカードの提示者とカードの名義人の同一性を確認するものとします。<u>これらの場合に、会員がエンボスレスカード (ELECTRONIC USE ONLY と記載のカードを含む。) を提示したときは、信用販売をすることはできません。</u></p>	<p><u>署名を求めることとします。</u></p> <p>④カード券面の会員番号等・カード名義人と売上票等のカード番号等・会員氏名が同一であること、また、顔写真入カードの場合には、カード提示者が当該顔写真と同一人物であることを確認するものとします。</p> <p>⑤売上票の控えまたは売上票等に記載した事項の記載のある書面を当該会員に交付するものとします。また、割賦販売法が適用される信用販売の場合においては、同法に定める事項に係る情報を遅滞なく会員に提供するものとします。なお、加盟店は、当該情報を電子メール等により会員へ提供することができるものとします。</p> <p>4. 信用照会端末機の故障、電話回線障害等客観的かつ正当な理由で信用照会端末機が使用できない場合、<u>加盟店は、当社所定の方法により当社</u>の信用販売の承認を得て信用販売を行うものとし、当該信用販売にあたっては、善良なる管理者の注意をもって、提示されたカードの有効性およびカードの提示者とカードの名義人の同一性を確認するものとします。</p>
<p><u>第6条の2 (非接触 IC 決済における信用販売の方法)</u> ※今回新設</p>	<p><u>第6条の2 (非接触 IC 決済における信用販売の方法)</u></p> <p>1. 加盟店は、非接触 IC 決済の方法による信用販売の取扱いに際しては、非接触 IC 取扱端末を設置し、<u>会員がカードを提示して非接触 IC 決済の方法による信用販売を求めた場合、当該会員に対して次の要領により信用販売を行うものとします。</u></p> <p>①当該会員に対し、非接触 IC 取扱端末にカードをかざすように求め、<u>カードが有効なものであることを確認するとともに、当社から信用販売の承認を得るものとします。</u></p> <p>②当社または他のカード会社等が定めた基準額を超えた額の信用販売を行う場合は、<u>会員が暗証番号を入力したことを確認して、信用販売を行うこととします。なお、提示されたカード又は当該信用照会端末機の仕様に起因する事由により暗証番号入力が必要としない場合 (暗証番号忘れ等の会員側の事情によるものは除く。)</u>には、暗証番号入力を省略することができるものとします。ただし、当社が指示した場合は、暗証番号の入力に代えて売上票への会員の署名を求めるとします。</p> <p>③売上票等の控えまたは売上票等に記載した事項の記載のある書面を当該会員に交付するものとします。なお、加盟店は、<u>当該情報を電子メール等により会員へ提供することができるものとします。</u></p> <p>2. 加盟店は、非接触 IC 取扱端末の非接触 IC 決済を取扱う機能の故障等、客観的かつ正当な理由で非接触 IC 決済取扱端末が使用できない場合には、<u>カードを提示した会員に対し非接触 IC 決済による信用販売を行うことができません。この場合、加盟店は、前条の方法に従って信用販売を行うものとし、それが不可能な場合には、当該会員との間での信用販売を断るものとします。このとき、いかなる理由があっても当社は加盟店に対する一切の責任を負いません。</u></p> <p>3. 加盟店は本条に定める事項を善良なる管理者の注意義務をもって行うものとします。</p>
<p><u>第7条 (信用販売の種類)</u></p> <p>3. 信用販売の種類のうち、第1項のボーナス一括払いの信用販売取扱期間は、次のうち当社が指定する期間とします。 ③包括代理加盟店方式の契約におけるボーナス一括払いについては次の<u>いずれか</u>を当社が指定するものとします。</p> <p>4. 当社は、当社が金融情勢および社会情勢の変動や加盟店の信用状態の<u>変更</u>等により必要があると認めた場合、本条に定める事項につき、当社が合理的と判断した範囲において、変更できるものとします。</p>	<p><u>第7条 (信用販売の種類)</u></p> <p>3. 信用販売の種類のうち、第1項のボーナス一括払いの信用販売取扱期間は、次のうち当社が指定する期間とします。 ③包括代理加盟店方式の契約におけるボーナス一括払いについては次の<u>何れか</u>を当社が指定するものとします。</p> <p>4. 当社は、当社が金融情勢および社会情勢の変動や加盟店の信用状態の<u>変動</u>等により必要があると認めた場合、本条に定める事項につき、当社が合理的と判断した範囲において、変更できるものとします。</p>

<p><b>第9条（信用販売における遵守事項等）</b></p> <p>11. 加盟店は、他のカード会社等との間でカードの取扱いに関する加盟店契約を締結している場合であっても、第6条第1項<u>または</u>同条第4項に基づき当社から信用販売の承認を得た場合には、他のカード会社等に対し、当該承認を得た信用販売に係る信用販売代金の立替払いの請求または当該信用販売に係る債権の譲渡を行ってはならないものとします。ただし、システム障害により当社に対する立替払いの請求が不能となった場合等やむをえない場合はこの限りではありません。</p>	<p><b>第9条（信用販売における遵守事項等）</b></p> <p>11. 加盟店は、他のカード会社等との間でカードの取扱いに関する加盟店契約を締結している場合であっても、第6条第1項、同条第4項、<u>第6条の2第1項または同条第2項</u>に基づき当社から信用販売の承認を得た場合には、他のカード会社等に対し、当該承認を得た信用販売に係る信用販売代金の立替払いの請求または当該信用販売に係る債権の譲渡を行ってはならないものとします。ただし、システム障害により当社に対する立替払いの請求が不能となった場合等やむをえない場合はこの限りではありません。</p>
<p><b>第11条（無効カード等の取扱い）</b></p> <p>1. 加盟店は、次の各号の<u>いずれか</u>に該当するときは、カード提示者に対する信用販売を拒絶するものとします。</p> <p>①当社から無効を通知されたカードの提示を受けたときまたは第6条第1項<u>もしくは</u>同条第4項に基づき当社から信用販売の承認を得られないとき。</p> <p>⑦<u>その他カードの利用等について不審と思われるとき。</u></p> <p><u>※1 項7号新設により、8号追加</u></p>	<p><b>第11条（無効カードの取扱い）</b></p> <p>1. 加盟店は、次の各号の<u>何れか</u>に該当するときは、カード提示者に対する信用販売を拒絶するものとします。</p> <p>①当社から無効を通知されたカードの提示を受けたときまたは第6条第1項、同条第4項、<u>第6条の2第1項もしくは同条第2項</u>に基づき当社から信用販売の承認を得られないとき。</p> <p>⑦<u>当社のWEBサイトもしくは「カードお取扱いの手引き」への掲載その他合理的方法によって公表する不審な行為があったとき。</u></p> <p>⑧<u>その他カードの利用等について不審と思われるとき。</u></p>
<p><b>第14条（立替払いの請求）</b></p> <p>1. 加盟店は、<u>信用販売を行った日</u>から原則として10日以内（別途当社が通知する場合にはその期限まで）に当社所定の方法により当社に対して売上データを提出し、信用販売代金の立替払いの請求を行うものとします。この場合、当社が売上票（暗証番号の入力に代えて会員署名を求めた場合は会員署名のある売上票）の提出を求めたときは、加盟店は速やかに提出するものとします。</p>	<p><b>第14条（立替払いの請求）</b></p> <p>1. 加盟店は、<u>信用販売の承認のあった日</u>から原則として10日以内（別途当社が通知する場合にはその期限まで）に当社所定の方法により当社に対して売上データを提出し、信用販売代金の立替払いの請求を行うものとします。この場合、当社が売上票（暗証番号の入力に代えて会員署名を求めた場合は会員署名のある売上票）の提出を求めたときは、加盟店は速やかに提出するものとします。</p>
<p><b>第15条（立替払い）</b></p> <p>1. 当社の加盟店に対する信用販売代金の立替払いについては、当社が加盟店より提出を受けた売上データが当社において事故なく読み込まれた日（ただし、加盟店が当社に対し、前条第2項の方法により立替払いの請求を行う場合には、売上集計票および売上票等の当社到着日）を基準とし、信用販売の種類区分に応じて、次に定める各締切日までに読み込まれた分または到着した分を、当該各締切日に対応する立替払日に、当該読み込まれた分または到着分に係る信用販売代金から第16条に定める所定の加盟店手数料を差引いた金額を加盟店指定の金融機関口座に振込む方法により行うものとします。ただし、別途、加盟店と当社が個別に合意した場合には、当該合意内容に従うものとします。また、加盟店が第35条の各号の<u>いずれか</u>に該当する場合には、当社は加盟店に対し、通知したうえで立替払日を変更することができるものとします。</p> <p><u>※6 項新設</u></p>	<p><b>第15条（立替払い）</b></p> <p>1. 当社の加盟店に対する信用販売代金の立替払いについては、当社が加盟店より提出を受けた売上データが当社において事故なく読み込まれた日（ただし、加盟店が当社に対し、前条第2項の方法により立替払いの請求を行う場合には、売上集計票および売上票等の当社到着日）を基準とし、信用販売の種類区分に応じて、次に定める各締切日までに読み込まれた分または到着した分を、当該各締切日に対応する立替払日に、当該読み込まれた分または到着分に係る信用販売代金から第16条に定める所定の加盟店手数料を差引いた金額を加盟店指定の金融機関口座に振込む方法により行うものとします。ただし、別途、加盟店と当社が個別に合意した場合には、当該合意内容に従うものとします。また、加盟店が第35条の各号の<u>何れか</u>に該当する場合には、当社は加盟店に対し、通知したうえで立替払日を変更することができるものとします。</p> <p><u>6. 当社は、加盟店に対する信用販売代金の立替払いにあたり、当社が合理的手段により公表する方法にて、立替払いの内容を原則通知するものとします。この場合、当社は、事前に告知することで、書面による通知に係る手数料等を請求することができるものとします。</u></p>
<p><b>第16条（加盟店手数料）</b></p> <p><u>※3 項新設</u></p>	<p><b>第16条（加盟店手数料）</b></p> <p><u>3. 加盟店の作為または不作為に関連して、当社が提携会社等から手数料等を徴求された場合には、加盟店は、当該手数料等の相当額を、当社に支払うものとします。</u></p>
<p><b>第18条（キャンセル処理）</b></p> <p>3. 加盟店が第6条第1項<u>または</u>同条第4項に基づき当社から信用販売の承認取得後、立替払いの請求を行わない場合、加盟店は、当社所定の方法により、速やかに承認取消処理を行うものとします。</p>	<p><b>第18条（キャンセル処理）</b></p> <p>3. 加盟店が第6条第1項、同条第4項、<u>第6条の2第1項または同条第2項</u>に基づき当社から信用販売の承認取得後、立替払いの請求を行わない場合、加盟店は、当社所定の方法により、速やかに承認取消処理を行うものとします。</p>

<p><b>第 19 条 (商品等の契約不適合・会員のカード利用否認)</b></p> <p>1. 加盟店が、次の各号の<u>いずれか</u>に該当する場合、加盟店の責任において、対処、解決にあたるものとします。</p> <p>④ <u>会員から自己のカード利用によるものではない旨の申出があった場合。</u></p> <p>※1 項 4 号内容変更、5 号新設により、6 号追加</p>	<p><b>第 19 条 (商品等の契約不適合・会員のカード利用否認)</b></p> <p>1. 加盟店が、次の各号の<u>何れか</u>に該当する場合、加盟店の責任において、対処、解決にあたるものとします。</p> <p>④ <u>信用販売した商品等の代金につき、正しい代金額と当社に提出された売上票等の金額に差異があり、加盟店にて売上票等の金額を修正または加盟店からの申出に基づき当社にて売上票等の金額を修正した場合において、これにより会員との間で紛議等が生じた場合。</u></p> <p>⑤ <u>加盟店が第 22 条第 1 項第 5 号もしくは第 6 号に該当する売上票等を提出し、これにより会員との間で紛争等が生じた場合。</u></p> <p>⑥ <u>会員から自己のカード利用によるものではない旨の申出があった場合。</u></p>
<p><b>第 21 条 (期限の利益の喪失・相殺)</b></p> <p>1. 加盟店が本契約または当社との他の契約に基づく<u>いずれか</u>の債務の一つでもその支払を遅滞した場合、加盟店は、当社からの書面による通知によって、当社に対する一切の債務について期限の利益を失うものとします。</p>	<p><b>第 21 条 (期限の利益の喪失・相殺)</b></p> <p>1. 加盟店が本契約または当社との他の契約に基づく<u>何れか</u>の債務の一つでもその支払を遅滞した場合、加盟店は、当社からの書面による通知によって、当社に対する一切の債務について期限の利益を失うものとします。</p>
<p><b>第 22 条 (支払の留保・支払金の返還)</b></p> <p>1. 当社は、第 15 条の規定にかかわらず、売上票等または売上票等に係る信用販売が次の各号の<u>いずれか</u>に該当する場合には、当該信用販売に係る当社の信用販売の承認の有無にかかわらず、加盟店に対し当該信用販売に係る信用販売代金の支払を行わないものとします。また、当該信用販売代金が支払済の場合には、加盟店は、当社の選択により、当社の請求があり次第直ちに当該代金を返還するか、または当該代金を加盟店に対する次回以降に支払予定の信用販売代金から差引くことにより返還するものとします。</p> <p>④ 第 6 条、第 9 条、第 10 条、第 11 条、第 12 条または第 28 条に反して信用販売を行ったとき。</p> <p>⑤ <u>信用販売を行った日</u>から 10 日を超え、60 日以内に当社が受領した売上票等であって、当該売上票等に係る会員のカード利用代金が、当社において会員より回収することが困難または不能(他のカード会社等の当社に対するカード利用代金の支払拒絶や支払取消によって回収が困難または不能となった場合を含む。)となったとき。</p> <p>⑥ <u>信用販売を行った日</u>から 60 日を超えて当社が受領した売上票等であるとき。</p> <p>⑦ 原因となる信用販売に関し、第 19 条第 1 項第 1 号から第 3 号の<u>いずれか</u>に起因する苦情、紛議等については加盟店もしくは会員またはカード会社等から当社が通知を受けた日から、また第 20 条の抗弁事由については当社から加盟店が通知を受けた日から 2 ヶ月を経過しても解決しないとき。</p> <p>⑭ その他、信用販売が本規約等の<u>いずれか</u>に違反して行われていることが判明したとき。</p> <p>2. 当社は、第 15 条の定めにかかわらず、次の各号の<u>いずれか</u>に該当する場合には、当該事由が解消するまでの間、信用販売代金その他当社が支払うべき金額の全部または一部の支払を留保することができるものとします。</p> <p>③ 当社が、売上票等または売上票等に係る信用販売について前項各号の<u>いずれか</u>に該当するまたはそのおそれがあると認めたととき。</p>	<p><b>第 22 条 (支払の留保・支払金の返還)</b></p> <p>1. 当社は、第 15 条の規定にかかわらず、売上票等または売上票等に係る信用販売が次の各号の<u>何れか</u>に該当する場合には、当該信用販売に係る当社の信用販売の承認の有無にかかわらず、加盟店に対し当該信用販売に係る信用販売代金の支払を行わないものとします。また、当該信用販売代金が支払済の場合には、加盟店は、当社の選択により、当社の請求があり次第直ちに当該代金を返還するか、または当該代金を加盟店に対する次回以降に支払予定の信用販売代金から差引くことにより返還するものとします。</p> <p>④ <u>第 5 条</u>、第 6 条、<u>第 6 条の 2</u>、第 9 条、第 10 条、第 11 条、第 12 条または第 28 条に反して信用販売を行ったとき。</p> <p>⑤ <u>信用販売の承認のあった日</u>から 10 日を超え、60 日以内に当社が受領した売上票等であって、当該売上票等に係る会員のカード利用代金が、当社において会員より回収することが困難または不能(他のカード会社等の当社に対するカード利用代金の支払拒絶や支払取消によって回収が困難または不能となった場合を含む。)となったとき。</p> <p>⑥ <u>信用販売の承認のあった日</u>から 60 日を超えて当社が受領した売上票等であるとき。</p> <p>⑦ 原因となる信用販売に関し、第 19 条第 1 項第 1 号から第 3 号の<u>何れか</u>に起因する苦情、紛議等については加盟店もしくは会員またはカード会社等から当社が通知を受けた日から、また第 20 条の抗弁事由については当社から加盟店が通知を受けた日から 2 ヶ月を経過しても解決しないとき。</p> <p>⑭ その他、信用販売が本規約等の<u>何れか</u>に違反して行われていることが判明したとき。</p> <p>2. 当社は、第 15 条の定めにかかわらず、次の各号の<u>何れか</u>に該当する場合には、当該事由が解消するまでの間、信用販売代金その他当社が支払うべき金額の全部または一部の支払を留保することができるものとします。</p> <p>③ 当社が、売上票等または売上票等に係る信用販売について前項各号の<u>何れか</u>に該当するまたはそのおそれがあると認めたととき。</p>
<p><b>第 24 条 (加盟料、加盟店標識代金など)</b></p> <p>1. 加盟店は当社所定の加盟料を負担する必要があることを承認するものとします。また、加盟店は有料の加盟店標識、<u>カード用印字機</u>、サービスマーク(デジタルデータ化されたものを含む。)、その他備品などに対し、当社所定の代金を支払うものとします。</p>	<p><b>第 24 条 (加盟料、加盟店標識代金など)</b></p> <p>1. 加盟店は当社所定の加盟料を負担する必要があることを承認するものとします。また、加盟店は有料の加盟店標識、サービスマーク(デジタルデータ化されたものを含む。)、その他備品などに対し、当社所定の代金を支払うものとします。</p>
<p><b>第 29 条 (業務の委託)</b></p> <p>3. 加盟店は、業務代行者が本規約等に定める全ての義務および責任を遵守するよう、指導する責任を負うものとします。な</p>	<p><b>第 29 条 (業務の委託)</b></p> <p>3. 加盟店は、業務代行者が本規約等に定める全ての義務および責任を遵守するよう、指導する責任を負うものとします。な</p>

<p>お、業務代行者において第 27 条第 5 項の事故が<b>発生した</b>場合、当社は加盟店を通じて業務代行者に被害拡大の防止策および再発防止策を指導できるものとします。また加盟店は業務代行者が行う委託業務に関し、責任を負うものとします。</p> <p>4. <b>前 2 項</b>に加え、加盟店が当社の承諾を得た上で、カード番号等の取扱いを第三者に委託する場合には、加盟店は、以下の各号に従うものとします。</p>	<p>お、業務代行者において第 27 条第 5 項の事故が<b>生じた</b>場合、当社は加盟店を通じて業務代行者に被害拡大の防止策および再発防止策を指導できるものとします。また加盟店は業務代行者が行う委託業務に関し、責任を負うものとします。</p> <p>4. <b>前二項</b>に加え、加盟店が当社の承諾を得た上で、カード番号等の取扱いを第三者に委託する場合には、加盟店は、以下の各号に従うものとします。</p>
<p><b>第 31 条 (信用販売の停止)</b></p> <p>加盟店が次の各号の<b>いずれか</b>に該当する場合、当社は、本契約に基づく信用販売を一時的に停止すること(加盟店が使用する信用照会端末機等の全部または一部の利用を一時的に停止とすることを含む。)ができるものとし、加盟店は当社が再開を認めるまでの間、信用販売(信用照会端末機等の利用停止の場合は当該利用停止に係る信用照会端末機等による信用販売)を行うことができないこととします。なお、加盟店は当社に対し、本項に基づく信用販売の停止を理由として、損害賠償の請求その他名目の如何を問わず金銭の請求を行うことはできないものとします。</p> <p>②加盟店が第 35 条各号の<b>いずれか</b>に該当する疑いがある場合。</p> <p>③加盟店においてカードもしくはカード番号等の不正使用が発生した、または発生し得る疑いがある場合(第 6 条第 1 項<b>または</b>同条第 4 項に基づき加盟店が当社に承認を求めた信用販売について、当社所定の不正使用検知システム等によりカードまたはカード番号等の不正使用の疑いがあると判定された場合を含む。)</p> <p>⑦その他、円滑な信用販売を行ううえで当社が必要と認めた場合。</p> <p><b>※第 2 項 1 号 2 号新設</b></p>	<p><b>第 31 条 (信用販売の停止)</b></p> <p>1. 加盟店が次の各号の<b>何れか</b>に該当する場合、当社は、<b>加盟店に通知することなく</b>、本契約に基づく信用販売を一時的に停止すること(加盟店が使用する信用照会端末機等の全部または一部の利用を一時的に停止とすることを含む。)ができるものとし、加盟店は当社が再開を認めるまでの間、信用販売(信用照会端末機等の利用停止の場合は当該利用停止に係る信用照会端末機等による信用販売)を行うことができないこととします。なお、加盟店は当社に対し、本項に基づく信用販売の停止を理由として、損害賠償の請求その他名目の如何を問わず金銭の請求を行うことはできないものとします。</p> <p>②加盟店が第 35 条各号の<b>何れか</b>に該当する疑いがある場合。</p> <p>③加盟店においてカードもしくはカード番号等の不正使用が発生した、または発生し得る疑いがある場合(第 6 条第 1 項、同条第 4 項、<b>第 6 条の 2 第 1 項または同条第 2 項</b>に基づき加盟店が当社に承認を求めた信用販売について、当社所定の不正使用検知システム等によりカードまたはカード番号等の不正使用の疑いがあると判定された場合を含む。)</p> <p>⑦<b>加盟店が本規約等に違反した場合</b>その他、円滑な信用販売を行ううえで当社が必要と認めた場合。</p> <p>2. <b>当社は、以下の各号の何れかに該当する事由が生じた場合、当社の判断で本契約に基づく全部または一部の信用販売を一時的に停止すること(加盟店が使用する信用照会端末機等の全部または一部の利用を一時的に停止とすることを含む。)ができるものとし、加盟店は当社が再開を認めるまでの間、信用販売(信用照会端末機等の利用停止の場合は当該利用停止に係る信用照会端末機等による信用販売)を行うことができないこととします。この場合、当社は、緊急の場合を除き、当社所定の方法でその旨を加盟店に通知するものとします。なお、加盟店は当社に対し、本項に基づく信用販売の停止を理由として、損害賠償の請求その他各目の如何を問わず金銭の請求を行うことはできないものとします。</b></p> <p>①<b>天災、停電、通信事業者の通信設備異常、コンピュータシステムの異常、戦争等の不可抗力によりカードの取扱が困難であると当社が判断した場合。</b></p> <p>②<b>コンピュータシステム保守、その他当社が止むを得ない事情でカードの取扱いの中止または一時停止が必要と判断した場合。</b></p>
<p><b>第 32 条 (反社会的勢力との取引拒絶)</b></p> <p>1. 加盟店は、加盟店および加盟店の親会社・子会社等の関係会社、ならびにこれらの役員および従業員等が、現在、暴力団員等<b>または</b>テロリスト等(疑いがある場合を含む。以下本条において同じ。)に該当しないこと、および次の各号の<b>いずれ</b>にも該当しないこと、ならびに将来にわたっても該当しないことを表明し、確約するものとします。</p>	<p><b>第 32 条 (反社会的勢力との取引拒絶)</b></p> <p>1. 加盟店は、加盟店および加盟店の親会社・子会社等の関係会社、ならびにこれらの役員および従業員等が、現在、暴力団員等、<b>テロリスト等または日本政府、外国政府もしくは国際的機関が経済制裁の対象として指定する者、その他これらに準ずるか、密接な関係を有する者</b>(疑いがある場合を含む。以下本条において同じ。)に該当しないこと、および次の各号の<b>何れ</b>にも該当しないこと、ならびに将来にわたっても該当しないことを表明し、確約するものとします。</p>
<p><b>第 34 条 (契約の期間)</b></p> <p>3. 第 1 項の定めに<b>関わらず</b>、加盟店が 1 年間以上の期間にわたり、本契約に基づく信用販売を行っていない場合、当社は加盟店に対し書面による通知を行うことにより、本契約を直ちに解約することができるものとします。</p> <p>4. 第 1 項の定めに<b>関わらず</b>、加盟店が 1 年間以上の期間にわ</p>	<p><b>第 34 条 (契約の期間)</b></p> <p>3. 第 1 項の定めに<b>かかわらず</b>、加盟店が 1 年間以上の期間にわたり、本契約に基づく信用販売を行っていない場合、当社は加盟店に対し書面による通知を行うことにより、本契約を直ちに解約することができるものとします。</p> <p>4. 第 1 項の定めに<b>かかわらず</b>、加盟店が 1 年間以上の期間にわ</p>

<p>たり、本契約に基づく信用販売を行っていない場合において、第 35 条第 13 号に該当したときは、本契約は当然に終了するものとします。</p>	<p>わたり、本契約に基づく信用販売を行っていない場合において、第 35 条第 13 号に該当したときは、本契約は当然に終了するものとします。</p>
----------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------

**第 35 条 (契約の解除)**  
 加盟店が、次の各号のいずれかに該当する場合には、当社は加盟店に対し、催告することなく、直ちに本契約を解除できるものとします。なお、この場合において、当社に損害（提携会社から課される損害賠償・違約金・制裁金・弁護士費用等を含む一切の損害）が生じたときは、本契約終了後といえども当該損害を賠償するものとします。

⑳第 12 条、第 27 条、第 28 条または第 39 条のいずれかに定める義務を履行しないとき。

**※24 号新設**

㉓その他加盟店が本規約に定める義務を履行しないとき。

**第 35 条 (契約の解除)**  
 加盟店が、次の各号の何れかに該当する場合には、当社は加盟店に対し、催告することなく、直ちに本契約を解除できるものとします。なお、この場合において、当社に損害（提携会社から課される損害賠償・違約金・制裁金・弁護士費用等を含む一切の損害）が生じたときは、本契約終了後といえども当該損害を賠償するものとします。

⑳第 12 条、第 27 条、第 28 条または第 39 条の何れかに定める義務を履行しないとき。

㉔**当社または当社の役職員に対し、不当要求等（暴言、暴力、脅迫、セクシャルハラスメント、金品等の要求、その他これらに類する言動を指します。）を行い、当社との信頼関係を著しく損なう行為があったと当社が認めたとき。**

㉓その他加盟店が本規約に定める義務を履行しないとき。

**第 36 条 (契約終了後の処理)**  
 2. 当社は、加盟店が第 35 条各号のいずれかに該当する場合、加盟店から既に支払請求を受けている信用販売代金について、支払を取消すか、カード会社等が会員から当該代金の支払を受けるまで加盟店に対する支払を留保することができるものとします。

3. 加盟店は、本契約終了後、直ちに、加盟店の負担において本契約の存在を前提とした広告宣伝、取引申込みの誘引行為を中止しなければなりません。また、本契約終了以後に会員より信用販売の申込があった場合には、これを拒絶するとともに、当該会員に対して本契約に基づく信用販売を中止した旨を告知しなければならないものとします。なお、信用照会端末機を設置している場合には、当社が貸与した信用照会端末機は当社の請求により直ちに返却するものとし、これ以外の信用照会端末機等はその使用規約およびその取扱いに関する規定の定めるところに従うものとします。

**第 36 条 (契約終了後の処理)**  
 2. 当社は、加盟店が第 35 条各号の何れかに該当する場合、加盟店から既に支払請求を受けている信用販売代金について、支払を取消すか、カード会社等が会員から当該代金の支払を受けるまで加盟店に対する支払を留保することができるものとします。

3. 加盟店は、本契約終了後、直ちに、加盟店の負担において本契約の存在を前提とした広告宣伝、取引申込みの誘引行為を中止しなければなりません。また、本契約終了以後に会員より信用販売の申込みがあった場合には、これを拒絶するとともに、当該会員に対して本契約に基づく信用販売を中止した旨を告知しなければならないものとします。なお、信用照会端末機を設置している場合には、当社が貸与した信用照会端末機は当社の請求により直ちに返却するものとし、これ以外の信用照会端末機等はその使用規約およびその取扱いに関する規定の定めるところに従うものとします。

**定義集**

No.	名称	定義
5	カード	次の各号の <u>いずれか</u> の要件を満たすクレジットカードその他支払手段として用いられる証票その他の物または番号、記号その他の符号（ただし、ギフトカードを除く。）をいいます。 ①当社が特別に定める意匠・規格に基づき、当社が作成発行するクレジットカードのうち、当社が加盟店における取扱いを認めたもの。 ②提携ブランドカードのうち、当社が加盟店における取扱いを認めたもの。
9	カード用印字機	<b>売上票にカード番号、会員氏名、有効期限を印字するための機器をいいます。</b>
10	会員	カードを正当に所持する個人または法人をいいます。
11	加盟店	本カードシステムに加盟を申込み、当社が加盟を承認した法人または個人をいいます。
15	クレジットカード・セキュリティガイドライン	クレジット取引セキュリティ対策協議会が策定した「 <b>クレジットカード・セキュリティガイドライン</b> 」（名称が <b>変更された場合であっても</b> 、カード情報等の保護、クレジットカード偽造防止対策又はクレジットカード不正利用防止のために、加盟店等が準拠する

**定義集**

No.	名称	定義
5	カード	次の各号の <u>何れか</u> の要件を満たすクレジットカードその他支払手段として用いられる証票その他の物または番号、記号その他の符号（ただし、ギフトカードを除く。）をいいます。 ①当社が特別に定める意匠・規格に基づき、当社が作成発行するクレジットカードのうち、当社が加盟店における取扱いを認めたもの。 ②提携ブランドカードのうち、当社が加盟店における取扱いを認めたもの。
9	会員	カードを正当に所持する個人または法人をいいます。
10	加盟店	本カードシステムに加盟を申込み、当社が加盟を承認した法人または個人をいいます。
11	加盟店申込書	<b>本カードシステムに加盟を申込み際、当社に提出する必要がある当社所定の書式をいいます。</b>
15	クレジットカード・セキュリティガイドライン	クレジット取引セキュリティ対策協議会が策定した <b>セキュリティ対策に係るガイドライン</b> （カード情報等の保護、クレジットカード偽造防止対策又はクレジットカード不正利用防止のために、加盟店等が準拠することが求められる事項を取りまとめた基準と

		ことが求められる事項を取りまとめた基準として当該ガイドラインに相当するものを含む。)であって、その時々における最新のものをいいます。			して当該ガイドラインに相当するものを含む。)であって、その時々における最新のものをいいます。
18	信用照会端末機	CAT (クレジット・オーソライゼーション・ターミナル)、CCT (クレジット・センター・ターミナル) 等、カードもしくはカード番号等の有効性を照会するための当社所定のカード信用照会端末機またはシステム (J-Mups 等) をいいます。	18	信用照会端末機	CAT (クレジット・オーソライゼーション・ターミナル)、CCT (クレジット・センター・ターミナル) 等、カードもしくはカード番号等の有効性を照会するための当社所定のカード信用照会端末機またはシステム <u>またはソフトウェア</u> をいいます。
24	提携会社	カードまたはカード番号等の取扱いに関し当社が提携または加盟する法人その他の団体 (Mastercard International Incorporated、Visa Worldwide Pte. Limited および将来提携または加盟する法人その他団体を含む。) をいいます。	24	提携会社	カードまたはカード番号等の取扱いに関し当社が提携または加盟する法人その他の団体 (Mastercard Asia/Pacific Pte.Ltd を含む Mastercard Incorporated、Visa Worldwide Pte. Ltd および将来提携または加盟する法人その他団体を含む。) をいいます。
26	テロリスト等	国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する <u>国際テロリストの財産の凍結</u> に関する特別措置法 (平成 26 年法律第 124 号) 第 9 条に規定する公告国際テロリスト及び外国為替及び <u>国際貿易法</u> (昭和 24 年法律第 228 号) に基づく資産凍結等の措置の対象として財務省が公表する者をいいます。	26	テロリスト等	国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法 (平成 26 年法律第 124 号) 第 9 条に規定する公告国際テロリスト及び外国為替及び <u>外国貿易法</u> (昭和 24 年法律第 228 号) に基づく資産凍結等の措置の対象者として財務省が公表する者をいいます。
31	秘密情報	本契約に基づく信用販売を行ううえで知り得た、カード番号等を除く会員に関する個人情報および当社の営業上その他の機密情報をいいます。	31	<u>非接触 IC 決済</u>	<u>Visa タッチ決済、Mastercard コンタクトレス及び当社の指定する決済システムのことをいいます。</u>
32	暴力団員等	暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業・団体、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力団等、これらの共生者、その他これらに準ずる者をいいます。	32	<u>非接触 IC 取扱端末</u>	<u>信用照会端末機のうち、非接触 IC 決済の仕様に基づく決済サービスに対応する機能を備え、カードの有効性を照会するための機器をいいます。</u>
33	法令	法律、政省令および条例ならびにこれらに関する規則、規制、許認可、判決、命令、差止命令または決定、監督官庁によるガイドライン、監督基準、クレジットカード・セキュリティガイドラインおよび業界団体による自主規制をいいます。	33	秘密情報	本契約に基づく信用販売を行ううえで知り得た、カード番号等を除く会員に関する個人情報および当社の営業上その他の機密情報をいいます。
34	本規約等	本規約および本規約に付帯または関連する規約および特約等を総称していいます。	34	暴力団員等	暴力団、暴力団員 <u>及び</u> 暴力団員でなくなったときから 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、 <u>準暴力団等 (暴力団には属さないもの、暴力や詐欺などの犯罪行為を繰り返す集団又は個人、匿名・流動型犯罪グループを含む)、その他 (行政対象暴力の対象となった右翼等)</u> 、これらの共生者、その他これらに準ずる者をいいます。
35	本契約	本規約を内容とする加盟店と当社間の契約をいいます。	35	法令	法律、政省令および条例ならびにこれらに関する規則、規制、許認可、判決、命令、差止命令または決定、監督官庁によるガイドライン、監督基準、クレジットカード・セキュリティガイドラインおよび業界団体による自主規制をいいます。
36	本カードシステム	当社が運営する OC カードシステムをいいます。	36	本規約等	本規約および本規約に付帯または関連する規約および特約等を総称していいます。
37	IC 対応信用照会端末機	IC チップ情報の読取可能な信用照会端末機をいいます。	37	本契約	本規約を内容とする加盟店と当社間の契約をいいます。
			38	本カードシステム	当社が運営する OC カードシステムをいいます。
			39	IC 対応信用照会端末機	IC チップ情報の読取可能な信用照会端末機をいいます。
			<p>※定義集の内、旧:9. カード用印字機についての項目抹消、新:11. 加盟店申込書、31. 非接触 IC 決済、32. 非接触 IC 取扱端末についての項目新設</p>		
加盟店情報の取扱いに関する同意条項					

**第1条（加盟店情報の取得・保有・利用）**

1. 加盟店およびその代表者ならびに加盟申込みをした個人・法人・団体およびその代表者（以下、これらを総称して「加盟店」という。）は、株式会社オーシー（以下「当社」という。）が加盟店との取引に関する審査（以下「加盟審査」という。）、加盟後の加盟店管理および取引継続に係る審査、当社の業務、当社事業に係る商品開発もしくは市場調査のために、加盟店に係る次の情報（以下、これらの情報を総称して「加盟店情報」という。）を保護措置を講じたうえで当社が取得・保有・利用することに同意します。また、加盟店は二重加盟や二重契約の防止等の理由から他の加盟店に係る加盟申込時の審査ならびに加盟後の管理および取引継続に係る審査のために加盟店情報を利用することに同意します。

- ① **加盟店名**の商号（名称）、所在地、電子メールアドレス、郵便番号、電話（FAX）番号、法人番号、URL、代表者の氏名、性別、住所、生年月日、自宅電話番号等、加盟店が加盟申込時および変更届出時に届出た情報。

**第2条（加盟店情報機関への登録・共同利用の同意）**

2. 当社が加盟する **加盟店情報機関、名称**、所在地等の概要、共同利用する情報の内容、共同利用の範囲、目的、共同利用の責任者等は、下記表のとおりです。なお、当社が加盟店契約期間中に新たに加盟店情報機関に加盟し、加盟店情報を登録・共同利用すること、または加盟する加盟店情報機関を退会することがあり、その場合、当社はその旨を通知または公表します。

【当社が加盟する加盟店情報機関、共同利用の範囲および目的等について】

受付時間	月～金曜日 午前10時～午後5時 (年末年始等を除く) ※詳細はお問合せください。
共同利用の目的	割賦販売法に規定されている認定割賦販売協会の業務として運用される加盟店情報交換制度において、加盟店による利用者等の保護に欠ける行為（その疑いがある行為及び当該行為に該当するかどうか判断が困難な行為を含む。）に関する情報及び利用者等を保護するために必要な加盟店に関する情報並びにクレジットカード番号等の適切な管理及びクレジットカード番号等の不正な利用の防止（以下「クレジットカード番号等の適切な管理」という。）に支障を及ぼす加盟店の行為に関する情報及びクレジットカード番号等の適切な管理等に必要な加盟店に関する情報を、当社が、JDMセンターに報告すること及びJDM会員に提供され共同利用することにより、JDM会員の加盟店契約時又は途上の審査の精度向上を図り、悪質加盟店の排除をすともクレジットカード番号等の適切な管理等を推進し、クレジット取引の健全な発展と消費者保護に資すること。
共同利用する情報の内容	②個別信用購入あっせんに係る業務に <b>関して</b> 利用者等の保護に欠ける行為をしたことを理由として個別信用購入あっせんに係る契約を解除した事実及び事由 ⑧行政機関が公表した事実とその

**第1条（加盟店情報の取得・保有・利用）**

1. 加盟店およびその代表者ならびに加盟申込みをした個人・法人・団体およびその代表者（以下、これらを総称して「加盟店」という。）は、株式会社オーシー（以下「当社」という。）が加盟店との取引に関する審査（以下「加盟審査」という。）、加盟後の加盟店管理および取引継続に係る審査、当社の業務、当社事業に係る商品開発もしくは市場調査のために、加盟店に係る次の情報（以下、これらの情報を総称して「加盟店情報」という。）を保護措置を講じたうえで当社が取得・保有・利用することに同意します。また、加盟店は二重加盟や二重契約の防止等の理由から他の加盟店に係る加盟申込時の審査ならびに加盟後の管理および取引継続に係る審査のために加盟店情報を利用することに同意します。

- ① **加盟店**の商号（名称）、所在地、電子メールアドレス、郵便番号、電話（FAX）番号、法人番号、URL、代表者の氏名、性別、住所、生年月日、自宅電話番号等、加盟店が加盟申込時および変更届出時に届出た情報。

**第2条（加盟店登録情報機関への登録・共同利用の同意）**

2. 当社が加盟する **加盟店情報機関の名称**、所在地、**電話番号等**、**各加盟店情報機関**の概要、共同利用する情報の内容、共同利用の範囲、目的、共同利用の責任者等は、下記表のとおりです。なお、当社が加盟店契約期間中に新たに加盟店情報機関に加盟し、加盟店情報を登録・共同利用すること、または加盟する加盟店情報機関を退会することがあり、その場合、当社はその旨を通知または公表します。

【当社が加盟する加盟店情報機関、共同利用の範囲および目的等について】

※受付時間の項目抹消	
共同利用の目的	割賦販売法に規定される認定割賦販売協会の業務として運用される加盟店情報交換制度において、加盟店による利用者等の保護に欠ける行為（その疑いがある行為及び当該行為に該当するかどうか判断が困難な行為を含む。）に関する情報及び利用者等を保護するために必要な加盟店に関する情報 <b>ならびに</b> クレジットカード番号等の適切な管理及びクレジットカード番号等の不正な利用の防止（以下「クレジットカード番号等の適切な管理」という。）に支障を及ぼす加盟店の行為に関する情報及びクレジットカード番号等の適切な管理等に必要な加盟店に関する情報を、当社が、JDMセンターに報告すること及びJDM会員に提供され共同利用することにより、JDM会員の加盟店契約時又は途上の審査の精度向上を図り、悪質加盟店の排除をすともクレジットカード番号等の適切な管理等を推進し、クレジット取引の健全な発展と消費者保護に資すること。
共同利用する情報の内容	②個別信用購入あっせんに係る業務に <b>関し</b> 利用者等の保護に欠ける行為をしたことを理由として個別信用購入あっせんに係る契約を解除した事実及び事由 ⑧行政機関が公表した事実とその

	<p>内容(特定商取引に関する法律等について違反又は違反するおそれがあるとし、公表された情報等)について、JDMセンターが収集した情報</p> <p>⑩前記各号に係る当該加盟店の氏名、住所、電話番号及び生年月日(法人の場合は、名称、住所、電話番号、法人番号並びに代表者の氏名及び生年月日)。ただし、上記⑥の情報のうち、当該行為が行われたかどうか判断することが困難な情報については、氏名および生年月日(法人の場合は、代表者の氏名及び生年月日)を除く。</p>		<p>内容(特定商取引に関する法律等について違反又は違反するおそれがあるとして、公表された情報等)について、JDMセンターが収集した情報</p> <p>⑩前記各号に係る当該加盟店の氏名、住所、電話番号及び生年月日(法人の場合は、名称、住所、電話番号、法人番号ならびに代表者の氏名及び生年月日)。ただし、上記⑥の情報のうち、当該行為が行われたかどうか判断することが困難な情報については、氏名及び生年月日(法人の場合は、代表者の氏名及び生年月日)を除く。</p>
共同利用の範囲	<p>一般社団法人日本クレジット協会会員であり、かつ、JDM会員である、包括信用購入あっせん業者、個別信用購入あっせん業者、立替払取次業者、クレジットカード番号等取扱契約締結事業者及びJDMセンター(JDM会員は一般社団法人日本クレジット協会のホームページに掲載しています。)</p>	共同利用の範囲	<p>一般社団法人日本クレジット協会会員であり、かつ、JDM会員である、包括信用購入あっせん業者、個別信用購入あっせん業者、立替払取次業者、クレジットカード番号等取扱契約締結事業者及びJDMセンター(JDM会員は一般社団法人日本クレジット協会のホームページに掲載しています。)</p> <p><a href="https://www.j-credit.or.jp">https://www.j-credit.or.jp</a></p>
保有される期間	<p>登録日(上記③及び⑦)にあつては、当該情報に対応する④の措置の完了又は本規約解除の登録日)から5年を超えない期間</p>	保有される期間	<p>登録日(上記③及び⑦)にあつては、当該情報に対応する④の措置の完了又は契約解除の登録日)から5年を超えない期間</p>
共同利用責任者	<p>一般社団法人日本クレジット協会加盟店情報交換センター(JDMセンター) 代表理事: <b>松井 哲夫</b></p>	共同利用責任者	<p>一般社団法人日本クレジット協会加盟店情報交換センター(JDMセンター) 代表理事: <b>坂口 利彦</b></p>
<p><b>第4条 (個人情報の開示・訂正・削除)</b></p> <p>1. 加盟店の代表者は、当社及び加盟店情報機関に対して、個人情報の保護に関する法律に定めるところに従い、代表者の自己に関する個人情報を開示するよう請求することができるものとします。なお、開示請求の窓口は次の通りとします。</p> <p>①当社への開示請求:株式会社オーシー <b>営業企画部</b> 〒870-0027 大分市末広町2丁目3番28号 TEL097-537-0404</p>		<p><b>第4条 (個人情報の開示・訂正・削除)</b></p> <p>1. 加盟店の代表者は、当社及び加盟店情報機関に対して、個人情報の保護に関する法律に定めるところに従い、代表者の自己に関する個人情報を開示するよう請求することができるものとします。なお、開示請求の窓口は次の通りとします。</p> <p>①当社への開示請求:株式会社オーシー <b>第一営業部</b> 〒870-0027 大分市末広町2丁目3番28号 TEL097-537-0404</p>	
<b>OC商品券取扱店特約</b>			
<p>本特約は、加盟店との間で締結されたOC加盟店規約に基づく契約(以下「OC加盟店規約」という。)に付随する特約として、加盟店が行う商品券による商品等の信用販売について定めるものです。なお、本特約において用いられる用語は、本特約において別段の定義がなされる場合を除き、OC加盟店規約の定義した内容に従うものとします。</p>		<p>本特約は、加盟店との間で締結されたOC加盟店規約に基づく契約(以下「OC加盟店契約」という。)に付随する特約として、加盟店が行う商品券による商品等の信用販売について定めるものです。なお、本特約において用いられる用語は、本特約において別段の定義がなされる場合を除き、OC加盟店規約の定義した内容に従うものとします。</p>	
<p><b>第1条 (OC商品券取扱店)</b></p> <p><b>※3 項新設</b></p>		<p><b>第1条 (OC商品券取扱店)</b></p> <p><b>3. 本特約に基づく契約は、当社が加盟店による取扱店申込を承諾し、当社が取扱店登録を行った日に成立したものとみなします。</b></p>	
<p><b>第12条 (有効期限等)</b></p> <p>1. 本特約に基づく契約の有効期間は、OC <b>カード</b>加盟店契約の有効期間と同一とし、OC <b>カード</b>加盟店契約が解除、契約期間の満了その他事由の如何を問わず終了した場合には、本特約に基づく契約も当然に終了するものとします。</p>		<p><b>第12条 (有効期限等)</b></p> <p>1. 本特約に基づく契約の有効期間は、OC <b>加盟店契約</b>の有効期間と同一とし、OC <b>加盟店契約</b>が解除、契約期間の満了その他事由の如何を問わず終了した場合には、本特約に基づく契約も当然に終了するものとします。</p>	